

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法規 12問 } 3時間
無線工学 24問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述は、予備免許及び申請による周波数等の変更について述べたものである。電波法（第8条及び第19条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、電波法第7条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条第1項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次の(1)から(5)までに掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。
- (1) A (2) 電波の型式及び周波数 (3) B (4) 空中線電力 (5) 運用許容時間
- ② 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、①の A を延長することができる。
- ③ 総務大臣は、免許人又は電波法第8条の予備免許を受けた者が B 、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、 C ときは、その指定を変更することができる。

	A	B	C
1	免許の有効期間	無線設備の設置場所	混信の除去その他特に必要があると認める
2	免許の有効期間	識別信号	電波の規整その他公益上必要がある
3	工事落成の期限	無線設備の設置場所	電波の規整その他公益上必要がある
4	工事落成の期限	識別信号	混信の除去その他特に必要があると認める

[2] 電波法に規定する用語の定義を述べた次の記述のうち、電波法（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 「電波」とは、300万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であつて、総務大臣の免許を受けたものをいう。
- 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作の監督を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

[3] 次の記述は、「混信」の定義を述べたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「混信」とは、他の無線局の正常な業務の運行を A する電波の発射、輻射又は B をいう。

	A	B
1	妨害	誘導
2	制限	反射
3	妨害	反射
4	制限	誘導

[4] 高圧電気(注)に対する安全施設に関する次の記述のうち、電波法施行規則(第22条から第25条まで)の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。

- 1 高圧電気を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、絶縁しゃへい体又は接地された金属しゃへい体の内に収容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- 2 送信設備の調整盤又は外箱から露出する電線に高圧電気を通ずる場合においては、その電線が絶縁されているときであっても、電気設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年通商産業省令第61号)の規定するところに準じて保護しなければならない。
- 3 送信設備の空中線、給電線又はカウンターポイズであって高圧電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から2.5メートル以上のものでなければならない。ただし、次の(1)及び(2)の場合は、この限りでない。
 - (1) 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合
 - (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入しない場所にある場合
- 4 送信設備の各单位装置相互間をつなぐ電線であって高圧電気を通ずるものは、線溝若しくは丈夫な絶縁体の内又は赤色の彩色が施された金属しゃへい体の内に収容しなければならない。ただし、無線従事者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

[5] 次の記述は、送信空中線の型式及び構成等について述べたものである。無線設備規則(第20条及び第22条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信空中線の型式及び構成は、次の(1)から(3)までに適合するものでなければならない。
 - (1) 空中線の **A** がなるべく大であること。
 - (2) **B** が十分であること。
 - (3) 満足な指向特性が得られること。
- ② 空中線の指向特性は、次の(1)から(4)までに掲げる事項によって定める。
 - (1) 主輻射方向及び副輻射方向
 - (2) **C** の主輻射の角度の幅
 - (3) 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの
 - (4) 給電線よりの輻射

	A	B	C
1	利得及び能率	整合	水平面
2	利得	整合	垂直面
3	利得	調整	水平面
4	利得及び能率	調整	垂直面

[6] 無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、無線従事者規則(第50条及び第51条)の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に返納しなければならない。
- 2 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、無線従事者免許証再交付申請書に写真1枚を添えて総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に提出しなければならない。
- 3 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、30日以内に再交付を受けた免許証を総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に返納しなければならない。
- 4 無線従事者は、氏名に変更を生じたときに免許証の再交付を受けようとするときは、無線従事者免許証再交付申請書に免許証、写真1枚及び氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に提出しなければならない。

[7] 非常通信に関する次の記述のうち、電波法（第52条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 2 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生した場合において、電気通信業務の通信を利用することができないときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 3 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 4 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生した場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

[8] 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその B その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、 C については、この限りでない。

A	B	C
1 他の無線局	受信を不可能とするような混信	遭難通信
2 他の無線局	運用を阻害するような混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
3 重要無線通信を行う無線局	受信を不可能とするような混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
4 重要無線通信を行う無線局	運用を阻害するような混信	遭難通信

[9] 次の記述は、総務大臣がその職員を無線局（登録局を除く。）に派遣し、その無線設備等（注）を検査させることができる場合について述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

注 無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類をいう。

総務大臣は、次の(1)から(4)までに掲げる場合は、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができる。

- (1) 総務大臣が電波法第71条の5の規定により無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認め、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、 A その他の必要な措置を執るべきことを命じたとき。
- (2) 総務大臣が電波法第72条第1項の規定により無線局の発射する B が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認め、当該無線局に対して C 電波の発射の停止を命じたとき。
- (3) 総務大臣が(2)の命令を受けた無線局からその発射する B が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたとき。
- (4) 電波法の施行を確保するため特に必要があるとき。

A	B	C
1 その技術基準に適合するように当該無線設備の修理	電波の強度	3月以内の期間を定めて
2 当該無線設備の使用の禁止	電波の質	3月以内の期間を定めて
3 その技術基準に適合するように当該無線設備の修理	電波の質	臨時に
4 当該無線設備の使用の禁止	電波の強度	臨時に

[10] 総務大臣が無線局の免許を取り消すことができる場合に関する次の事項のうち、電波法（第76条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当しないものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人が正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6月以上休止したとき。
- 2 免許人が不正な手段により無線局の免許若しくは電波法第17条（変更等の許可）の許可を受け、又は電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による指定の変更を行わせたとき。
- 3 免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、総務大臣から6月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じられ、又は期間を定めて電波の型式、周波数若しくは空中線電力を制限され、その命令又は制限に従わないとき。
- 4 免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったとき。

[11] 無線局（登録局を除く。）の免許人が電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときに執らなければならない措置に関する次の記述のうち、電波法（第80条）及び電波法施行規則（第42条の4）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その無線局を告発しなければならない。
- 2 その無線局の電波の発射を停止させなければならない。
- 3 その無線局の免許人にその旨を通知しなければならない。
- 4 できる限り速やかに、文書によって、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。

[12] 次の記述は、無線局（包括免許に係るものを除く。）の免許状の訂正及び再交付について述べたものである。無線局免許手続規則（第22条及び第23条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人は、電波法第21条の免許状の訂正を受けようとするときは、次の(1)から(5)までに掲げる事項を記載した **A** を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。
- (1) 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 無線局の種別及び局数
(3) 識別信号 (4) 免許の番号 (5) 訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由
- ② 免許人は、新たな免許状の交付による訂正を受けたときは、 **B** 旧免許状を返さなければならない。
- ③ 免許人は、免許状を **C** 、失った等のために免許状の再交付の申請をしようとするときは、次の(1)から(5)までに掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。
- (1) 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 無線局の種別及び局数
(3) 識別信号 (4) 免許の番号 (5) 再交付を求める理由
- ④ 免許人は、③により免許状の再交付を受けたときは、 **B** 旧免許状を返さなければならない。ただし、免許状を失った等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

	A	B	C
1	届出書	遅滞なく	破損し
2	申請書	遅滞なく	破損し、汚し
3	申請書	10日以内に	破損し
4	届出書	10日以内に	破損し、汚し